

# 保育の必要性の認定について

本庄市福祉部子育て支援課保育係

# 1. 保育の必要性の認定とは

保育の必要性の認定とは・・・保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定すること

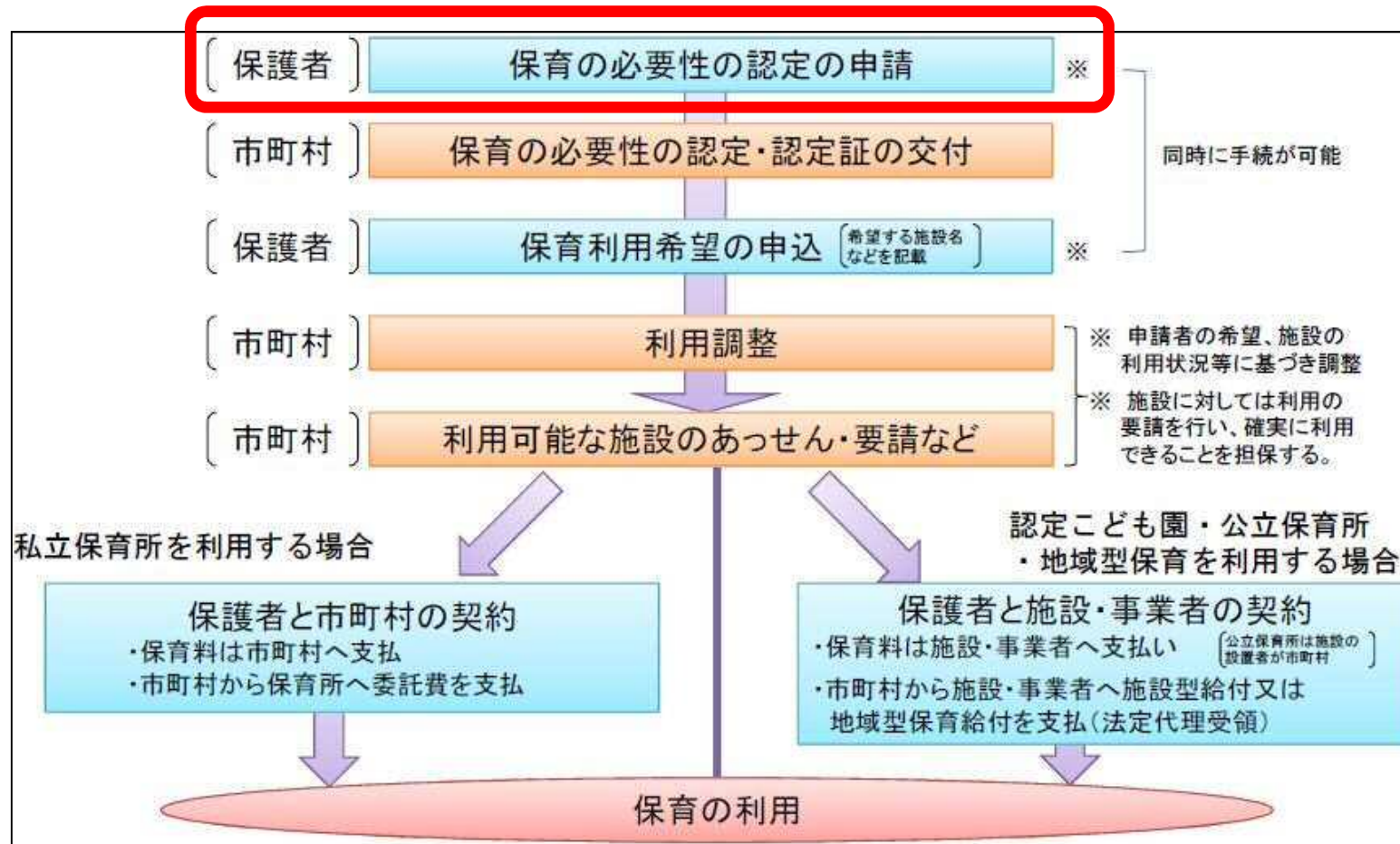
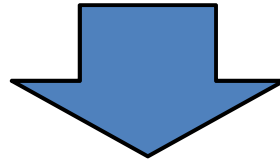


図1：新制度における保育を必要とする場合の利用手順

# 1. 保育の必要性の認定とは

保育の必要性の認定とは・・・保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定すること



## 客観的基準

- ① 「事由」 : 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ② 「区分」 : 長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- ③ 「優先利用」 : ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※上記基準については、国が策定する。

※現行入所できている児童が、新制度移行によって退所にならないよう留意が必要とされている。  
（経過措置）

## 2. 保育の必要性の認定

### ① 「事由」：保護者の労働又は疾病その他の事由

表1：現行制度と新制度における事由の比較

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該を保育することができないと認められること</p> <p>①屋間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

## 2. 保育の必要性の認定

### ② 「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分

本会議において、検討していく必要がある

表2：保育標準時間と保育短時間それぞれの認定基準

	保育標準時間	保育短時間
労働時間の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合を基本</li> <li>・就労時間は<u>1週あたり、30時間程度</u>を基本とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を基本</li> <li>・就労時間の下限は、<u>1カ月当たり48時間以上64時間以下</u>の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間を基本とする</li> </ul>

表3：現行制度と新制度における保育標準時間認定及び保育短時間認定の比較

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分 (利用時間)	1区分	2区分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育標準時間 平均275時間／月（212時間超・292時間以下）</li> <li>・保育短時間 平均200時間／月（212時間以下）</li> </ul>
保育料	応能負担 保育標準時間 A円／月	応能負担 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育標準時間 A円／月</li> <li>・保育短時間 A円×一定割合／月</li> </ul>
利用定員	一律 例)90名	保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能 例)保育標準時間60名、保育短時間30名

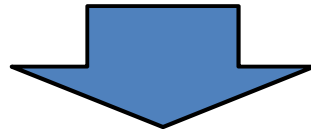
## 2. 保育の必要性の認定

### ②「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分

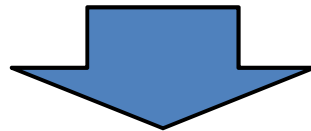
#### 保育短時間認定

就労時間の下限は、1カ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間を基本とする

※現在、本庄市の就労時間の下限は、週3日以上かつ1日4時間以上としているため、1カ月当たり48時間以上と定められている



本庄市保育園に通っている子どもの保護者の就労実態を基に検討する



#### 本庄市の就労実態について

平成26年度保育園継続書類を確認し、勤務形態や勤務時間について調査する

#### 調査方法

サンプル：平成26年度保育園継続書類提出保護者計2610名（2月13日時点）

集計内容：保護者勤務形態、勤務時間（月）

## 2. 保育の必要性の認定

②「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分

### 調査結果

表4：勤務形態別保護者数

勤務形態	保護者数(人)
正規職員	1488
臨時職員	41
パート	711
自営	296
内職	30
出産・看護	11
その他	98
未提出	45
合計	2720

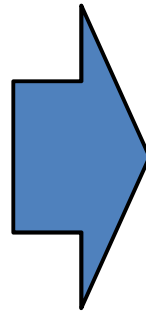


表5：就労時間別保護者数

就労時間	保護者数(人)
0時間以上48時間未満	0
48時間以上64時間未満	42
64時間以上100時間未満	221
100時間以上200時間未満	1739
200時間以上300時間未満	550
300時間以上400時間未満	49
400時間以上	9
合計	2610

※未提出者・就労時間無の110名は除く

## 2. 保育の必要性の認定

③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

表6：優先利用の対象事項

優先利用の対象事項
①ひとり親家庭
②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合)
③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
⑤子どもが障害を有する場合
⑥育児休業明け
⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
⑨その他市町村が定める事由

それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、調整指数上の優先度を高めるなど、それぞれ検討・運用していく

本会議において、検討していく必要がある

- 保護者の疾病・障害の状況、各世帯の経済状況を考慮する
- 幼稚園、保育教諭、保育士、放課後児童クラブ指導員の子どもへの利用に当たって配慮する
- etc



## 2. 保育の必要性の認定

### 保育の必要性の認定イメージ図

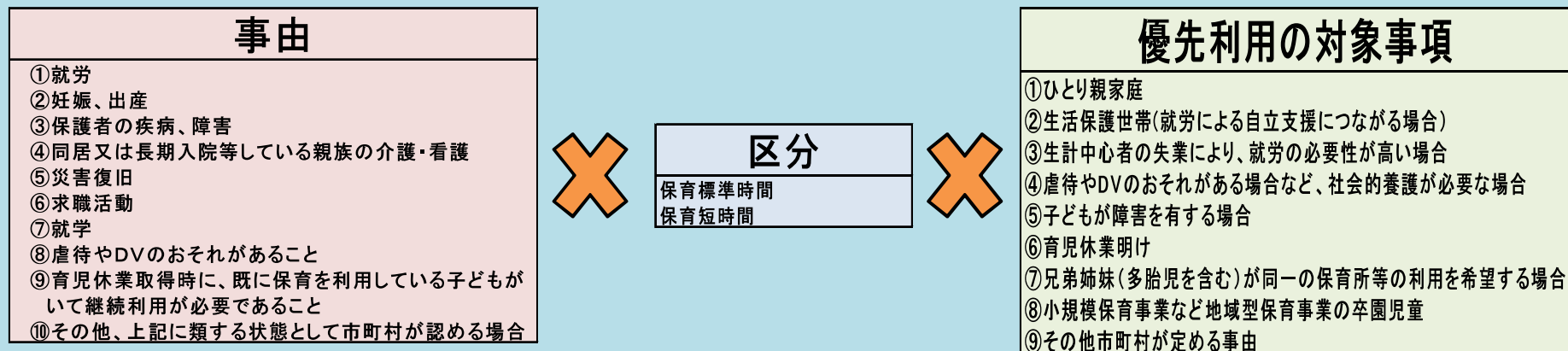
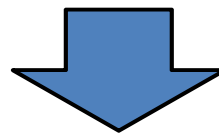


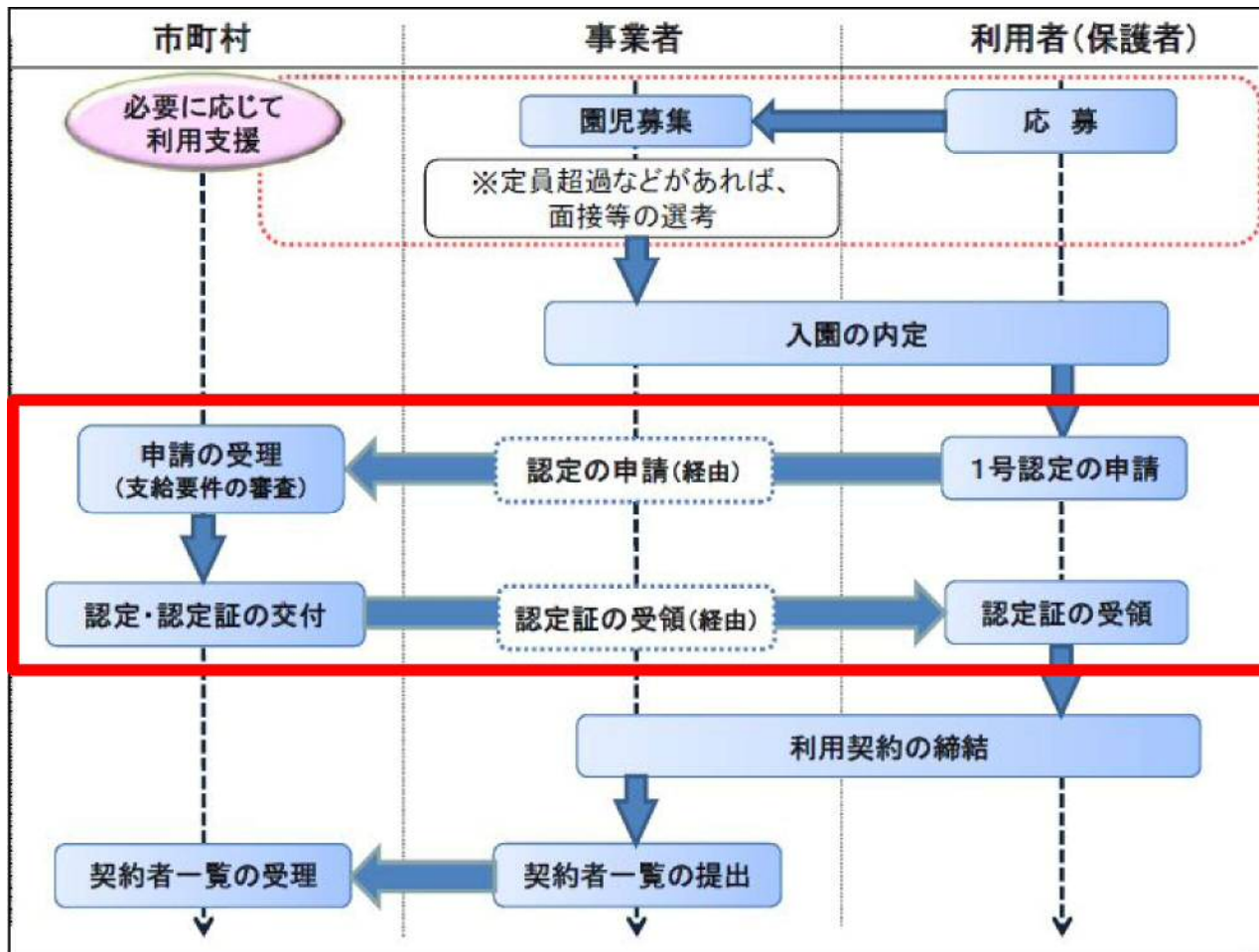
図2：保育の必要性の認定イメージ



利用調整

### 3. 教育標準時間認定

国は、教育標準時間認定について、市町村における3歳以上児であること（かつ満3歳以上・保育認定申請をしない）及び保護者の所得を確認することをもって、利用者負担の設定とともに認定するなど、認定証の発行を含め、簡素な手続きについて検討中



法律上は、市町村からの認定を受けた後で施設へ利用申込みすることが想定されているが、市町村及び利用者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定のみを希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設（幼稚園、認定こども園）を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とする

図3：新制度における1号認定子どもの利用手順

## 4. その他認定について

### 認定の有効期間、認定証、現況届について

- ・ 教育標準時間認定の場合、有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とする
- ・ 保育認定の場合、有効期間は3年間を基本とする（満3歳以上は小学校就学前まで、満3歳未満は満3歳の誕生日まで）  
※保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合には、その時点までとする
- ・ 「求職活動」の取り扱いについては、雇用保険制度に基づく失業等給付の給付日数が90日をベースにしている事を踏まえ、検討中
- ・ 現況届は1年に1回を基本とする
- ・ 事由に該当しないと判断する場合、理由の明示が必要
- ・ 認定証には利用者負担額を記載しない



今後さらに検討されていく予定